

1. 地方公会計の更なる活用

地方公会計の活用推進のために、下記4つの視点から整理検討。

地方公共団体の活用認識

- 実態調査の結果、財務書類や固定資産台帳自体を「活用」した認識はなくても、公共施設マネジメント等において、地方公会計情報（減価償却等）を利用している状況が把握できた。
- 財務書類全体の活用ではなく、部分的な活用を「活用」と捉えるなど、活用の認識範囲を広げ、自然体で活用することも重要。（具体事例を検討）

議会説明や住民理解への活用

- 地方公会計は資産情報やフルコスト情報を示す上で有効であり、決算統計や他の財務情報と同様に、意思決定に役立つ根拠数字の一つとして、地方公会計情報を使用するという考え方が重要。合理的な説明根拠として用いられれば、議会説明や住民理解への活用につながっていく。
- また、更なる活用を推進するため、早期作成に向けた作業負担の軽減策等について引き続き検討。

個別施設におけるライフサイクルコストを含めた中長期の分析

- 全国的に喫緊の課題である公共施設等の老朽化対策を進める上で、個別施設の資産状況の把握やライフサイクルコストも含めた中長期の分析には、減価償却など発生主義に基づく地方公会計情報が必要。（具体の分析方法等については引き続き検討）
- なお、中長期の分析を行う際には、コスト縮減の観点だけでなく、住民サービスの目的達成の状況等多角的な分析が重要。

外部専門人材

- 地方公会計情報を活用するには一定の専門知識が必要となるが、知識・ノウハウのない地方公共団体においては、外部専門人材の活用が有効。現在実施している「経営・財務マネジメント強化事業」は一定の効果을上げており、引き続き、現場ニーズに適した優良事例の収集や周知が必要。

2. 統一的な基準の検証・改善（所有外資産関係）

- 所有外資産（国所有・地方管理の資産等）の整備に係る支出は、支出年度に一括で費用処理するため資産計上していない一方、当該資産の整備費用に対する地方債充当分は負債計上しており、両者でアンバランスな取扱いが続いている。今般、その整備・管理の実態を踏まえ、地方公会計の資産定義への該当性を改めて検討した結果、当該団体が管理権限を持つ所有外資産の整備に係る支出は、資産計上すべきと整理。
- 財務書類に対する影響度や地方団体の実施可能性を考慮し、都道府県管理の国道・河川（指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川）を優先して計上すべき。（ただし、それ以外の所有外資産も、実態に応じて資産計上を妨げない）
- マニュアル改正等、実務的取扱いが具体的に決まった年度の次年度から1～2年間を整備期間とすべき。 等